

公売公告第 27 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和8年3月6日

高松国税局長

記

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| 公売の 日時 | 公売の開始及び 締切の日時 | 令和8年6月15日 8時30分から 令和8年6月22日 17時00分まで |
| 公 売 の 場 所 | 高松国税局 | |
| 公 売 の 方 法 | 期間入札（物件情報PDFに記載する売却区分ごとに売却する。） | |
| 公売保証金の納付期限 | 令和8年6月19日 | 14時00分 |
| 開 札 の 日 時 | 令和8年6月24日 | 10時00分 |
| 開 札 の 場 所 | 高松国税局 | |
| 売却決定の日時 | 令和8年7月15日 | 10時00分 |
| 売却決定の場所 | 高松国税局 | |
| 買受代金の納付期限 | 令和8年7月15日 | 14時00分 |
| 権 利 移 転 の 時 期 | 買受代金の全額を納付した時です。ただし、法令等の規定により権利移転について、登録、許可、承認を必要とする場合があります。 | |
| 危険負担移転の時期 | 買受代金の全額を納付した時です。ただし、一定の要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、その権利が移転した時です。 | |
| 権利移転に伴う費用 | 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。 | |
| 公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出 | 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を高松国税局徴収部特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、高松国税局徴収部特別整理第一部門にあります。 | |
| 買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件 | 国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 | |
| そ の 他 公 売 条 件 等 | 公売公告別紙1のとおり | |
| 公 売 財 産 の 表 示 | | |
| 公 売 保 証 金 | 物件情報PDFのとおり | |
| 見 積 価 額 | | |